

平成23年第3回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

開会期日 平成23年9月8日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(11名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	奥田誠
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	11番	吉田盛彦
12番	井濶治		

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	梅本昭二三
会計管理者	木村勝彦	総務政策課長	山本敏章
総務政策課 企画員	深見芳治	総務政策課 企画員	植本亮
総務政策課 企画員	家高英宏	総務政策課 企画員	山本剛士
住民生活課長	藪内博文	住民生活課 企画員	福田稔
住民生活課 企画員	福田睦巳	住民生活課 企画員	原宗男
税務課長	和田精之	税務課企画員	平田敏隆

税務課企画員	谷本芳朋	産業建設課長	脇田英男
産業建設課 企画員	菅谷雄二	産業建設課 企画員	三栖啓功
上下水道課長	植本敏雄	上下水道課 企画員	川口孝志
教育委員会 総務課長	笠松真年	教育委員会 生涯学習課長	山崎一光

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 47号 平成22年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 48号 平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 49号 平成22年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 50号 平成22年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 51号 平成22年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 52号 平成22年度上富田町特別会計共同汚水処理施設事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 53号 平成22年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 54号 平成22年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 55号 平成22年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 56号 平成22年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 4 議案第 5 7 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 5 8 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 議案第 5 9 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7 議案第 6 0 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8 議案第 6 1 号 平成 2 2 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 議案第 6 2 号 平成 2 2 年度上富田町水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 0 報告第 1 6 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 2 年度健全化判断比率の報告について
- 日程第 2 1 報告第 1 7 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 2 年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 2 報告第 1 8 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 2 年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 3 報告第 1 9 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 2 年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 4 報告第 2 0 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 2 年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 5 議案第 6 3 号 不動産の取得について
- 日程第 2 6 議案第 6 4 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 7 議案第 6 5 号 上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例
- 日程第 2 8 議案第 6 6 号 上富田町定住促進住宅基金条例
- 日程第 2 9 議案第 6 7 号 平成 2 3 年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 0 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 1 議案第 6 9 号 平成 2 3 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 3 2 議案第 7 0 号 工事請負契約の締結について（平成 2 3 年度 第 1 - 1
号 公共下水道事業朝来下水道管（ 2 2 工区）布設工事
（補助））

開 会 午前9時30分

議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

平成23年第3回定例会を開会するにあたりまして、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第3回上富田町議会定例会を開会します。

日程に入る前に、8月30日からの台風12号による紀伊半島豪雨で、当町においても明治の台風雨量に匹敵する戦後最大の雨量となり、当町では幸いにも人的被害がなかったものの、各所で山崩れや河川の損壊等の災害が発生しています。

議会としましても全議員に緊急招集をかけ、一昨日、被害状況の実態調査を行った次第であります。

台風12号により、和歌山県内を始め各地において甚大な被害を受けられました皆様方に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、この災害でお亡くなりになられた多くの方々のご冥福を心からお祈り申し上げまして、1分間の黙禱を捧げたいと思います。

皆さん、ご起立をお願いします。

黙禱。

（黙禱）

議長（奥田 誠）

ありがとうございました。

着席をしてください。

ここで、前回の臨時会から実施しておりますクールビズとして、ノーネクタイと議長判断による上着なしを本定例会においても実施したいと思いますので、上着を取っていただいて結構かと思えます。当局の方も上着を取っていただいて結構です。

皆さんに説明いたします。

前回の臨時会のときには、このLEDの照明がまだ入っていませんでしたが、本定例会から議長席のこの上と傍聴席の上のLEDの電球を入れ替えています。それと、節電のためにサイドの電気も、今、消させていただきましたので、ご了解をお願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（奥田 誠）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において5番、大石哲雄君、6番、畑山 豊君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（奥田 誠）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの9日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、会期は9日間に決しました。

日程第3 諸般の報告

議長（奥田 誠）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長（平田隆文）

諸般の報告をいたします。

平成23年6月定例会以降の議員活動、並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した9月定例会の説明員については、お手元に配付しておりますので、お目通しをください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日、9月8日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長（奥田 誠）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

おはようございます。

6日に台風12号による被災地の現地調査をしていただきまして、まことにありがとうございます。

本日、ここに平成23年第3回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しいところ、ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また、平素は、町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝を申し上げます。

3月11日に発生した東日本大震災で被害を受けた東京電力福島第1原子力発電所を抱えている福島県福島市の子供たちを7月31日から8月6日までの間、上富田町に招待し、さまざまな体験を通じて交流を図る「出会いふれあい体験教室」を実施しました。

この事業は上富田町青少年育成町民会議が主催したもので、原子力発電所の事故による影響により外出の制限を受け、屋外での活動場所がない小学4年、5年、6年生31名を対象に上富田町の各家庭でホームステイし、上富田町の子供たちと野外活動を中心に体験交流を企画したものでございます。

この「出会いふれあい体験教室」を通じて、実際に被災地等に支援に行くことができない多くの町民の方々にホームステイや体験活動にかかわっていただくことでさまざまな支援ができ、また、つながりができることで今後も長期的なかかわりを持ち続けることができるものと考えています。

また、東日本大震災を機に、今後、発生が予想される東南海・南海地震に備えるために「上富田町地域防災計画」を見直す必要があり、上富田町と地理的条件が一致する岩手県気仙郡住田町に、私も含め職員15名と上富田町議会から議長を含め議員2名からなる合同調査チームを派遣し、被災状況を調査してまいりました。

住田町では最大震度5強を観測しており、人的被害としては死亡12名、行方不明1名の安否確認がなされていますが、いずれも勤務先や通勤先であった陸前高田市や釜石市で被災したもので、住田町での死亡者は確認されていません。

施設被害としましては、家屋倒壊等の甚大な被害はなかったものの、屋根がわらや窓ガラスの破片等が広範囲にわたり確認されました。

また、津波により壊滅的な被害を受けた岩手県の沿岸部に対して後方支援をしており、自衛隊、各警察、消防、ボランティア団体の集結拠点の提供、他の市町村からの避難者の受け入れ、生活必需品の提供や陸前高田市や大槌町への町職員の支援派遣を行っています。

今後、被災自治体が復興に向けて力強い一歩を踏み出すことができるように願っています。

また、先週、発生した台風12号による上富田町内の被害状況は、現在、調査中ではありますが、県道上富田すさみ線の沿線被害、富田川に設置しています2カ所の潜水橋の崩壊等町内各地で大変甚大な被害が発生しており、職員には迅速に災害復旧対策にあたるよう指示しています。

具体的には、6日に専門的なコンサルが上富田町へ入っております。また、町内の各業者に対しましては仮復旧について取り組んでいただいています。

それと、各種イベントについて実施することがいいのか悪いのか検討し、青春シンポジウムや防災訓練は中止しておりますし、10月2日の県道上富田すさみ線の竣工式についても延期するということで県と協議中でありますので、よろしくお願ひします。

今後、災害復旧費用につきましては追加補正をお願いすることになります。

去る9月1日に教育委員会が開催され、教育委員長に木村悌吉氏、委員長代行に岩橋幸大氏が再任され、教育長に梅本昭二三氏が就任されましたので、後ほど議長の許可を得まして、梅本氏の就任あいさつの機会をいただきたいと存じますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案は、平成22年度一般会計並びに各特別会計等の歳入歳出決算認定が合わせて16件、報告事項としましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足等の報告が合わせて5件、不動産取得が1件、条例の一部改正が1件、条例の制定が2件、平成23年度一般会計、特別会計補正予算が合わせて3件、工事請負契約の締結が1件の合計29件であります。

それでは、議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第47号から議案第62号までの案件につきましては、平成22年度上富田町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定についてであります。監査委員の意見書を付して提案させていただいておりますので、何とぞご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第16号から報告第20号までの5件につきましては、地方公共団体の健全化に関する法律に基づきまして健全化判断比率及び公営企業会計毎の資金不足比率について報告するものであります。この報告は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率として実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業毎の経営健全化判断するための資金不足比率について、それぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつ

けて議会に報告し、かつ公表しなければならないことになっています。なお、この平成22年度のそれぞれの比率は、法律で定めた基準内となっております。

次に、議案第63号につきましては、不動産の取得についてであります。この案件は、独立行政法人雇用・能力開発機構が所有している雇用促進住宅上富田宿舍の建物4,516.47平方メートル、土地6,157.83平方メートルを購入するものであり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第64号は上富田町税条例の一部を改正する条例であります。この条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が6月30日に公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものであります。改正の概要は、寄付金税額控除の拡充等であります。

次に、議案第65号につきましては、上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定であります。この条例につきましては、上富田町内の定住促進を目的として独立行政法人雇用・能力開発機構から雇用促進住宅上富田宿舍を買い取り、上富田町定住促進住宅として管理、運営するための条例を制定するものでございます。

次に、議案第66号につきましては、上富田町定住促進住宅基金条例の制定であります。この条例につきましては、上富田町定住促進住宅の大規模改修工事や施設の維持修繕の財源として家賃を活用することで円滑な管理及び運営に必要な財源を確保し、将来にわたり町財政の健全な運営に資するよう基金条例を制定するものであります。

次に、議案第67号につきましては、平成23年度上富田町一般会計補正予算(第2号)であります。今回、既定額に1億3,655万9,000円を追加し、予算総額を51億39万6,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、総務費で庁舎維持管理費1,008万8,000円、上富田町定住促進住宅の管理等で838万2,000円、農林水産業費では大芝水中ポンプ改修工事費で840万円、土木費では木造住宅耐震改修費補助金で107万7,000円、道路橋梁の維持補修工事請負費で500万円、消防費では東日本大震災で多くの消防団員が公務中に津波により殉職されており、ご遺族への公務災害補償費として平成23年度消防団員公務災害補償等共済基金の資金が不足するため、負担金の追加掛金で319万2,000円を措置しています。教育費では、和歌山県の緑育推進「元気な森の子」事業に伴う事業費、上富田中学校の2年生全員を対象に実施する職場体験事業費を措置しています。また、6月11日、20日の集中豪雨並びに7月19日の台風6号で発生した被害の災害復旧費として公共土木施設災害復旧事業費35件の5,555万円、また農林水産施設災害復旧事業費16件の3,750万円を措置しています。

一方、歳入につきましては平成22年度から繰越金、国、県補助金並びに地元負担金

を見込み、措置しています。

次に、議案第68号につきましては、平成23年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）でございます。今回、既定額に148万9,000円を追加し、予算総額を11億4,999万7,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、償還金で過年度分介護給付金交付金支払基金返還金として134万7,000円及び過年度分地域支援事業交付金支払基金返還金として14万2,000円を措置しております。

次に、議案第69号につきましては、平成23年度水道事業会計補正予算（第1号）であります。現在所有の2トンダンプは災害時の給水タンク搬送に欠かせない車両であります。老朽化のため故障の頻度が高く、今回、新たに2トンダンプの購入を措置しています。

次に、議案第70号につきましては工事請負契約の締結であります。この案件は、平成23年度第1-1号 公共下水道事業 朝来下水道管（22工区）布設工事（補助）になります。今回、指名競争入札の総合評価方式により株式会社浅川組と一金9,133万2,150円で契約を締結するもので、工事内容につきましては県道上富田すさみ線の阪和測量前から熊野高校手前の交差点までの間、推進工法の泥土圧工法で管径40ミリのヒューム管を延長338メートル、開削工で管径400ミリ、リブつき管延長9メートルを施工するものであります。

以上が本定例会に上程しました議案につきましての概要であります。詳細につきましては担当課長、企画員より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

ただいま町長の方から概要説明がございましたが、23年度の一般会計補正予算の総額を町長の方が51億という形で言いましたが、実際は59億39万6,000円でございますので、訂正だけお願いいたします。

次に、梅本昭二三教育長より発言を求められていますので、これを許可します。

教育長、梅本君。

教育長（梅本昭二三）

おはようございます。先ほど町長よりご紹介いただきました。私は、7月20日の臨時町議会におきまして小出町長より教育委員として任命され、町議会の皆様にご同意いただき、9月1日に図らずも町教育委員会より教育長として任命されました梅本昭二三でございます。よろしくお願いいたします。

教育行政の遂行という職責の重さに身の引き締まる思いでいっぱいあります。本町

は上富田町の教育目標を掲げ、乳幼児期から高齢期に至るまでの生涯学習体系を確立し、各分野で長年取り組み、充実させ、進められてきています。

私は児童生徒の学校分野に携わってきましたが、これからは幅広く国、県の教育動向を視野に、上富田町の教育目標及び町学校教育指導方針の充実、発展を目指して研鑽してまいります。

なお、台風12号による小中学校の校舎は雨漏れ程度で、幸い大きな被害に至りませんでした。自然の驚異を体験し、安全、命を守る大切さを再認識いたしました。各学校の防災教育等の充実に努めたいと考えます。

今後は皆様方のご指導、ご支援をいただきながら、教育委員会職員や関係の皆様とともに生涯学習の視点に立った教育活動を進めたいと考えています。浅学非才ではございますが、今までの町教育行政を継承しながら地道に務めてまいりたいと考えています。今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。簡単措辞ですがごあいさついたします。ありがとうございました。

日程第4 議案第47号～日程第24 報告第20号

議長（奥田 誠）

この際、日程第4 議案第47号、平成22年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第24 報告第20号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成22年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告についての件まで21件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

会計管理者、木村君。

会計管理者（木村勝彦）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私から議案第47号の平成22年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第62号の平成22年度上富田町水道事業会計決算認定についてまでの16件につきまして説明させていただきます。

なお、議案番号に従い、それぞれの会計の収支状況につき順を追って説明するのが本意であります。参考資料として決算総括表を添付しています。後ほど参考資料によりましてご説明させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、各議案につきまして説明させていただきます。

議案第47号、平成22年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上富田町一般会計歳入歳出

決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第48号、平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第49号、平成22年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第50号、平成22年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第51号、平成22年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第52号、平成22年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第53号、平成22年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認

定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第54号、平成22年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第55号、平成22年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第56号、平成22年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第57号、平成22年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第58号、平成22年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第 59 号、平成 22 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 22 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 23 年 9 月 8 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第 60 号、平成 22 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 22 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 23 年 9 月 8 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第 61 号、平成 22 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 22 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 23 年 9 月 8 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第 62 号、平成 22 年度上富田町水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、平成 22 年度上富田町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 23 年 9 月 8 日提出、上富田町長小出隆道。

それでは、次にお手元の参考資料の決算総括表により収支状況を説明させていただきますので、参考資料をお願いします。これは、平成 22 年度上富田町会計別歳入歳出決算総括表です。

まず、議案第 47 号の一般会計につきましては、歳入総額 6 億 1 億 8,907 万 5,276 円、歳出総額 6 億 7,940 万 9 千 67 円、歳入歳出差し引き額 1 億 9 千 6 万 7 千 4,309 円、うち翌年度繰り越し財源額 1,185 万 4,000 円、実質収支額は 9,782 万 3 千 09 円です。これにつきましては平成 23 年度へ繰り越してございます。

次に、議案第 48 号の国民健康保険事業につきましては、歳入総額 1 億 8 億 8,873 万 1,489 円、歳出総額 1 億 6,677 万 7,852 円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じく 2,195 万 3,637 円です。これにつきましては平成 23 年度へ繰り越してございます。

次に、議案第 49 号の老人保健につきましては、歳入総額 1 億 0 千 8 万 9,063 円、歳出総額 1 億 0 千 8 万 9,063 円、歳入歳出差し引き額はゼロでございます。

次に、議案第50号の町営砂利採取砕石事業につきましては、歳入総額7,640万198円、歳出総額7,640万198円で、歳入歳出差し引き額はゼロでございます。

次に、議案第51号の宅地造成事業につきましては、歳入総額2億1,792万4,187円、歳出総額6億9,551万1,094円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じくマイナスの4億7,758万6,907円です。これにつきましては、平成23年度からの繰り上げ充用で補てん措置してございます。

次に、議案第52号の共同汚水処理施設事業につきましては、歳入総額8,078万7,268円、歳出総額8,078万7,268円、歳入歳出差し引き額はゼロでございます。

次に、議案第53号の宅地取得資金貸付事業につきましては、歳入総額280万6,090円、歳出総額849万1,661円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じくマイナスの568万5,571円です。これにつきましては、平成23年度からの繰り上げ充用で補てん措置してございます。

次に、議案第54号の住宅新築資金貸付事業につきましては、歳入総額1,740万1,854円、歳出総額6,070万794円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じくマイナスの4,329万8,940円です。これにつきましても、平成23年度からの繰り上げ充用で補てん措置してございます。

次に、議案第55号の奨学事業につきましては、歳入総額844万9,284円、歳出総額844万6,823円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じく2,461円です。これにつきましては、平成23年度へ繰り越してございます。

次に、議案第56号の農業集落排水事業につきましては、歳入総額1億8,345万5,513円、歳出総額1億8,345万5,513円、歳入歳出差し引き額はゼロでございます。

次に、議案第57号の公共下水道事業につきましては、歳入総額4億4,068万8,068円、歳出総額4億3,996万4,771円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じく72万3,297円です。これにつきましては、平成23年度へ繰り越してございます。

次に、議案第58号の介護保険につきましては、歳入総額10億7,007万5,636円、歳出総額10億6,961万3,588円で、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じく46万2,048円です。これにつきましては、平成23年度へ繰り越してございます。

次に、議案第59号の後期高齢者医療につきましては、歳入総額2億2,022万2,931円、歳出総額2億2,002万8,840円、歳入歳出差し引き額及び実質収支

額とも同じく19万4,091円です。これにつきましては、平成23年度へ繰り越してございます。

次に、議案第60号の朝来財産区につきましては、歳入総額508万8,152円、歳出総額423万7,889円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じく85万263円です。これにつきましては、平成23年度へ繰り越してございます。

次に、議案第61号の西牟婁郡公平委員会につきましては、歳入総額140万3,506円、歳出総額130万3,719円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じく9万9,787円です。これにつきましては、平成23年度へ繰り越してございます。

次に、議案第62号の水道事業で、収益的収入及び支出につきましては、歳入総額4億5,697万3,537円、歳出総額3億9,483万5,347円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じく6,213万8,190円です。なお、経常利益は6,288万2,904円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、歳入総額2億3,714万7,544円、歳出総額3億7,880万1,617円、歳入歳出差し引き額、実質収支額とも同じくマイナスの1億4,165万4,073円です。これにつきましては、損益勘定留保資金で補てんしてございます。

これらの合計では、歳入総額110億9,771万9,596円、歳出総額115億6,984万7,004円、歳入歳出差し引き額マイナスの4億7,212万7,408円、うち翌年度繰り越し財源額1,185万4,000円、実質収支額はマイナスの4億8,398万1,408円となっております。

以上、簡単であります但し説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜わりますようお願いいたします。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、深見君。

総務政策課企画員（深見芳治）

報告第16号から報告第20号につきましてご説明いたします。よろしくお願いいたします。

報告第16号でございます。

報告第16号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成22年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成22年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成23年9月8日、上富田町長小出隆道。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率等とその算定基礎事項を記載した書面を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとなっており、監査委員の意見書とともに今議会に報告するものであり、平成20年度決算から報告しているところであります。

また、この法律においては、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、4つの財政指標を財政健全化比率として定めています。4つの指標のいずれかが早期健全化基準以上になると早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、議会議決を受けることが義務づけられるとともに、計画策定年度のみ公認会計士、弁護士等による個別外部監査が強制適用になります。

また、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表するとともに、早期健全化が著しく困難と認められるときには、総務大臣または知事が勧告を行うとされています。

次のページに監査委員さんの監査意見書を添付していますが、健全化の判断につきましては、 の実質赤字比率は普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。比率につきましては、実質赤字額がありませんのでハイフン表示をしています。早期健全化基準は15%です。

の連結実質赤字比率につきましては、普通会計と特別会計及び地方公営企業会計のすべてを含めての比率となります。比率につきましては、連結赤字額がありませんのでハイフン表示としています。早期健全化基準は20%です。

の実質公債費比率につきましては、公債費の元利償還金等が標準財政規模に対してどの程度の負担か示す指標で、普通会計、特別会計、公営企業会計のすべての会計と、一部事務組合、広域連合及び紀南病院等それぞれを含めた比率となります。平成20年度、21年度、22年度の3カ年平均であらわしています。比率は19.8%で、早期健全化基準は25%です。

の将来負担比率につきましては、実質公債費適用分に公社及び第3セクター等を含めたものが対象となっています。これは、一般会計の地方債の将来支払わなければならない可能性がある負担等の現時点での残高を指標化したものであります。比率は144.1%で、早期健全化基準は350%です。

以上のとおり、上富田町の平成22年度財政健全化比率につきましては、4つの指標

とも早期健全化基準内となっております。

次に、報告第17号をお願いいたします。

報告第17号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成22年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成23年9月8日、上富田町長小出隆道。

この報告第17号、この後報告させていただきます報告第18号から報告第20号につきましては、公営企業の資金不足比率の報告であります。さきの財政健全化判断比率と同じく監査委員の審査に付し、議会に報告し、公表しなければならないとされています。

また、公営企業ごとにそれぞれの資金不足比率が経営健全化基準を超えると、当該公営企業ごとに、早期健全団体と同様に経営健全化計画の策定と個別外部監査が求められます。

上富田町の公営企業に係る健全化の判断につきましては、宅地造成事業、この後報告いたします農業集落排水事業、公共下水道事業、水道事業会計の4公営企業が対象となります。公営企業ごとの資金不足比率で判断します。次のページに監査委員さんの審査意見書を添付してございます。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は20%となっておりますが、この4会計の公営企業につきましては平成22年度の資金不足は生じていないため、資金不足比率はともにゼロとなっております。

続きまして、報告第18号をお願いいたします。

報告第18号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成22年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成23年9月8日、上富田町長小出隆道。

続きまして、報告第19号をお願いいたします。

報告第19号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成22年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年

度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成23年9月8日、上富田町長小出隆道。

続きまして、報告第20号をお願いいたします。

報告第20号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成22年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年度上富田町水道事業会計の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成23年9月8日、上富田町長小出隆道。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（奥田 誠）

以上をもって提案理由の説明と報告を終わります。

次に、監査委員の報告をお願いいたします。

11番、吉田盛彦君。

11番（吉田盛彦）

おはようございます。

平成22年度の各会計の決算審査の報告をいたします。

8月1日から9月2日まで、各会計にわたりまして、井上代表監査委員とともに16会計の決算の審査をいたしました。

各会計の予算額及び収入支出済額は、予算台帳並びに出納日計簿等により、出納証書類を余すところなく照査の上、さらにその内容につき審査をいたしましたところ、各会計にわたり計数は正確であり、内容的にも正当なものと確認をいたしました。

平成22年度の一般会計決算額を千円単位で申し上げますが、歳入61億8,907万5,000円、歳出で60億7,940万1,000円、歳入歳出差し引きでは1億967万4,000円になります。そのうち翌年度への繰越財源1,185万4,000円を差し引きしますと、実質収支額は9,782万円の黒字となっております。厳しい財政事情の続く中、行財政改革の効果があらわれたものと考えます。

歳出面では、人件費の決算額が8億7,955万5,000円であります。前年度に比べて1.3%の減少をしております。これは、職員数の削減によるものであります。ちなみに退職者が8名で、採用者が4名でありました。

扶助費については、前年度に比べて36.8%の増加をしております。これは、子ども手当の増によるものです。

補助費等については、前年度に比べて18.8%減少しております。これは、定額給付金の減少によるものであります。

決算額の構成比は、消費的経費53.9%、投資的経費16.7%、公債費等29.4%となっております。

歳出全体では、経常収支比率が88.5%と前年度よりも改善をされております。これは、扶助費が増加傾向にある中において人件費の抑制等に取り組んだ成果といえるもので、今後とも経常的な経費の抑制など一層財政構造の弾力化に努められるよう指摘をいたしております。

一方で実質公債費比率は19.8%となっております。前年度に比べて改善されているものの、比率としては依然高い水準であります。計画的な公債費抑制に留意されるよう指摘しております。

一方、歳入面においては自主財源の構成比が35.9%、依存財源の構成比が64.1%と、自主財源比率が前年度に比べて向上しております。今後とも自主財源の確保はもとより、国・県支出金等の依存財源の確保にも一層の努力をされるよう要望しております。

次に、町税の徴収率であります。徴収率は92.6%、収入未済額は1億1,313万4,000円であります。一般会計全体を通じての未収金の合計額は1億2,491万5,000円でございます。未収金の徴収につきましては引き続き厳しい状況が続くと思われませんが、公平負担が基本であります。その観点からも一層の徴収率向上に努めるとともに、和歌山県地方税回収機構を積極的に活用するなど滞納整理に格段の努力をされるよう指摘をいたしております。また、公営住宅料や保育料など各種料金を含めた未収金の徴収につきましても万全を期されるよう要望をしているところでございます。

一般会計の年度末町債現在高は60億2,853万円で、前年度に比べまして1%減少しております。

平成22年度の町債の借入金額は5億9,678万4,000円で、臨時財政対策債、スポーツセンターの改修事業債、岡小学校屋内運動場建築事業債が主なものであります。

現在の町財政は多額の起債償還に追われて、極めて厳しい財政運営が続くと予想されます。その一方では行政需要はますます多岐多様になっていくものと考えられますが、より一層効率的な行財政運営に努められ、上富田町の発展と町民の福祉向上に寄与されるよう要望をしております。

次に、特別会計国民健康保険事業であります。

歳入では18億8,873万1,000円、歳出では18億6,677万8,000円となりまして、差し引き2,195万3,000円の黒字となっております。

また、国民健康保険税の徴収率は77.4%、依然として低い水準で推移をしております。

次に、特別会計宅地造成事業であります。

平成22年度の赤字額は4億7,758万7,000円となっております。前年度よりは減少をしているものの、多額の赤字が恒常化しております。保有財産の処分を含む年次計画を策定し、財政健全化に向けて早急に取り組まれるよう指摘をしているところでございます。

次に、特別会計共同汚水処理施設事業は、その未収金について適切に対応するよう要望しております。また、特別会計宅地取得資金及び住宅新築資金貸付事業は、その未収金について和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合による徴収率の向上に一層の努力をされるよう要望しております。

特別会計介護保険につきましても、その未収金について抜本的な対策を講じられるよう要望をしているところでございます。

次に、水道事業会計であります。

平成22年度の実質収支につきましては6,288万3,000円の純利益を計上するとともに、余剰金を計上するなど財政状況が改善されております。今後とも経費の節減に取り組むとともに施設の再点検を実施し、改良工事等の計画的な遂行に努め、財政の健全化を図るとともに、日常生活に不可欠な上水の安定供給に一層努力されるよう要望をしているところであります。

その他の特別会計につきましても、審査の結果を逐一ご報告申し上げるのが本意でございますが、提出しております審査意見書に個別の意見を添付しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率や資金不足比率を審査した結果、早期健全化基準や経営健全化基準を下回っているものの、実質公債費比率については早期健全化の基準25%に対して19.8%に達しているなど、今後の地方債の借り入れについては十分留意をされるよう指摘しておるところであります。

以上で平成22年度の決算審査並びに財政健全化審査の報告をさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（奥田 誠）

これをもって監査委員の報告を終わります。

10時45分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 31 分

再開 午前 10 時 45 分

議長（奥田 誠）

再開します。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第 4 議案第 47 号、平成 22 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第 19 議案第 62 号、平成 22 年度上富田町水道事業会計決算認定の件までの 16 件については、6 人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託して閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 4 議案第 47 号、平成 22 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第 19 議案第 62 号、平成 22 年度上富田町水道事業会計決算認定についての件まで 16 件については、6 人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託し、閉会中の継続審査にすることに決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任について、いかがいたしますか。

（「議長一任」の声あり）

議長（奥田 誠）

議長一任ということで、委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。議長において指名をいたします。

決算審査特別委員会委員に 1 番、山本明生君、2 番、木村政子君、3 番、三浦耕一君、6 番、畑山 豊君、9 番、木本眞次君、12 番、井濶 治君を指名します。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名を、決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

暫時休憩をしますから、委員会を開催していただき正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

(委員長・副委員長の選出)

再開 午前10時55分

議長(奥田 誠)

再開します。

決算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告をします。

委員長に3番、三浦耕一君、副委員長に6番、畑山 豊君が就任されました。委員長始め、委員の皆様、大変ご苦労さまですが、よろしくお願いいたします。

続けて議事に入ります。

先ほど報告のありました日程第20 報告第16号から日程第24 報告第20号までの5件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、町長より議会に報告するものです。

この報告については財政の健全化に関する重要な報告であり、これより質疑の場を持ちたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

それでは、ただいまより質疑を行います。質疑については、報告第16号から報告第20号までの5件を一括で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

日程第 2 1 報告第 2 5 号 ~ 日程第 2 5 報告第 2 9 号

議長（奥田 誠）

それでは、報告 5 件について一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 2 番、井澗君。

1 2 番（井澗 治）

質疑というよりは、この健全化指数を出した基本的な資料、それぞれあると思いますので、それのご提出をお願いしたいと思います。

2 つ目には、地方交付税の単価表ですね。基本財政需要額の含まれる地方交付税の単価表についての提出をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、深見君。

総務政策課企画員（深見芳治）

公表させていただきますので、それでお目通しをお願いしたいと考えております。単価表については後ほどお渡ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

これで質疑を終了します。

報告第 1 6 号から報告第 2 0 号の件については、以上で終わります。

日程第 2 5 議案第 6 3 号 ~ 日程第 3 2 議案第 7 0 号

議長（奥田 誠）

続いて第日程第 2 5 議案第 6 3 号、不動産取得についての件から日程第 3 2 議案第 7 0 号、工事請負契約の締結について（平成 2 3 年度第 1 - 1 号 公共下水道事業 朝来下水道管（2 2 工区）布設工事（補助））の件まで 8 件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、山本君。

総務政策課企画員（山本敏章）

私からは議案第 6 3 号についてご説明いたしますので、よろしく願いします。

議案第 6 3 号、不動産取得について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき下記のとおり不動産を取得することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

記

1. 取得物件 西牟婁郡上富田町朝来字荒掘 3 5 2 0 番 2 7。

土地 6 , 1 5 7 . 8 3 平方メートル。

建物 4 , 5 1 6 . 4 7 平方メートル。

2. 取得価格 一金 9 , 3 3 8 万 4 4 1 円。

内訳は、土地 3 , 1 1 4 万 5 , 7 3 3 円。

建物 6 , 2 2 3 万 4 , 7 0 8 円。

3. 目的 定住促進住宅として使用する。

4. 契約の相手方 神奈川県横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番地 8。

独立行政法人雇用・能力開発機構

理事長 丸山 誠

平成 2 3 年 9 月 8 日提出、上富田町長小出隆道。

本案につきましては、雇用促進住宅上富田宿舍の 2 棟分、1 棟 5 階建てでございますが、これらの建物とその敷地を取得するものでございます。

参考資料といたしまして当該不動産の売買仮契約書を添付しておりますので、お目通しください。

不動産取得につきましては、参考資料の仮契約書の第 2 条の方でございますが、議会の議決をいただいたときに本契約として成立するものとなっております。

なお、契約の相手方の独立行政法人は、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律により、平成 2 3 年 1 0 月 1 日に廃止されます。廃止後は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に不動産の代金の支払い等を移管されますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

税務課長、和田君。

税務課長（和田精之）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 6 4 号についてご説明申し上げます。

議案第 6 4 号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成23年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町税条例の一部を改正する条例(案)。

上富田町税条例の一部改正。

第1条 上富田町税条例の一部を次のように改正する。

本条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が6月30日に公布されたことに伴い改正するものです。

改正の内容につきまして、条文の変更により改正されるものを除きまして説明させていただきます。

まず、不申告に関する過料の改正です。

第26条第1項、2ページをお願いします。第36条の4第1項、第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項、第88条第1項、第133条第1項につきましては、町民税等の不申告に関する過料を現行の3万円から10万円に改正するものです。

また、今回、第100条の2第1項でたばこ税に関する不申告に関する過料及び第139条の2第1項で、特別土地保有税に係る不申告に関する過料を新たに追加するものです。

1ページにお戻りください。

第34条の7につきましては、寄付金税額控除の改正です。

寄付金税額控除の適用対象の拡大及び現行適用下限額5,000円を2,000円に引き下げるものです。

6ページをお願いします。

第2条 上富田町税条例の一部を次のように改正する。

この改正につきましては、平成20年条例第12号で改正されました附則の改正です。

附則第2条第9項で上場株式等の配当所得及び第16項で上場株式等の譲渡所得並びに第21項で上場株式等の配当に係る配当割の3%軽減税率の特例を2年間延長とするものです。

第3条 上富田町税条例の一部を次のように改正する。

平成22年条例第3号で改正されました附則の改正です。

附則第1条第4号及び附則第2条第6項で、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例につきまして施行日を2年間延長するものです。条例附則につきましては、施行日及び経過措置について定めています。

9ページから新旧対照表を添付しております。お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、山本君。

総務政策課企画員（山本剛士）

私からは、議案第65号と第66号について続けてご説明させていただきます。

議案第65号、上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例。

上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を別紙のように制定する。

平成23年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

この条例につきましては、上富田町内の定住促進を目的といたしまして独立行政法人雇用・能力開発機構から雇用促進住宅上富田宿舎を買い取り、公営住宅法を設置根拠としない賃貸住宅として位置づけ、上富田町定住促進住宅として管理運営するために条例を制定するものでございます。

本則は44条、附則7項から構成してございます。

条例案のおおむねの構成といたしましては、1条から3条までが目的、定義等につきまして、4条から11条につきましては入居の手続について、12条から16条につきましては家賃、敷金について、17条から27条につきましては入居者の方々の諸条件について、28条、29条につきましては住宅の明け渡しについて、30条から38条につきましては住宅の駐車場の管理について、39条から41条につきましては管理人と指定管理者のことについて、42条から44条までは立ち入り検査や罰則等について規定してございます。

附則につきましては、施行日、準備行為、既に入居されている方々の経過措置等につきまして規定してございます。それでは主な条項の部分を中心に説明させていただきますので、次のページをお願いいたします。

1ページ目でございます。

上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例（案）でございます。

まず第3条でございますが、ここには、定住促進住宅は上富田町朝来3520番地27に置き、その戸数を80戸とするとしてございます。

次のページをお願いいたします。

第6条でございますが、入居者の方の条件を規定してございます。

第1号では、町内に定住を希望し、居住するための住宅を必要としている者。

第2号では、年収の12分の1の額が家賃の3倍以上である者。

第3号では、町の各種税金、使用料、保険料及び貸付金等を滞納していない者。

第4号では、同居させる者も含めまして暴力団員でないことと規定してございます。
次の3ページ目をお願いいたします。

家賃につきましては、第12条の第1項で月額4万3,900円といたしてございます。

第2項では、学生が寄宿する場合の1室の家賃を前項の規定にかかわらず1人当たり月額1万2,700円としてございます。

4ページ目をお願いいたします。

14条では、家賃の減免、又は徴収猶予について規定してございます。

内訳といたしましては、町長は、災害その他のやむを得ない事情により必要があると認められる場合は、家賃を減免又は徴収猶予できるとしてございます。

続きまして第16条でございますが、敷金について規定してございます。入居者の方は3か月分の家賃に相当する敷金を納付するものとしてございます。

次の17条から27条までにつきましては、入居者の方の諸条件について規定してございます。

主な諸条件をご説明いたしますと、第17条と次の5ページ目にある第18条につきましては、町と入居者の方との費用負担の関係を規定してございます。

第19条では、入居者の方は定住促進住宅を正常の状態に維持するようにとした保管義務を規定してございます。

第20条につきましては、迷惑行為等の禁止を規定してございます。

以下、入居者の方の諸条件を規定してございまして、次の第6ページ目でございまして、第27条には連帯保証人の方を変更する場合の手続を規定してございます。

次に、明け渡しに関しまして第28条と第29条に規定してございます。

次の7ページ目をお願いいたします。

このページの第30条から9ページまでにわたりまして、第38条までは、入居者の方が使用する駐車場の管理等に關しての規定でございます。

なお、使用料金につきましては、ページが前後して恐縮ですが8ページ目の第36条に規定してございまして、1区画につき月2,200円とさせていただきます。

次に9ページ目になるのですが、第39条では管理人を置くことができるように規定してございます。

同じページの第9ページ目に40条と、次のページの41条にわたりまして、指定管理者に関する規定を記載してございます。これらに関しましては、将来において町の業務のアウトソーシング、つまりは行財政改革に関する取り組みの一環といたしまして町の仕事を外部の事業者にやっていただくということに備えまして、これらの条項を規定

するものでございます。

10ページ目をお願いいたします。

附則の方でございますが、この条例は平成23年11月1日から施行することとしております。

なお、当該住宅は既に運用されておりますから、その関係の事前準備行為や、既に入居されている方々は引き続き入居できるような扱いに関する規定等を附則で規定してございます。

以上でございます。

次に、議案第66号についてご説明いたします。

議案第66号、上富田町定住促進住宅基金条例。

上富田町定住促進住宅基金条例を別紙のように制定する。

平成23年9月8日提出、上富田町小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町定住促進住宅基金条例（案）でございますが、概略を条文に沿ってご説明いたします。

まず第1条でございますが、上富田町定住促進住宅の円滑な管理及び運営に必要な財源を確保し、もって将来にわたる町財政の健全な運営に資するため、上富田町定住促進住宅基金を設置するとしてございます。

この基金につきましては、定住促進住宅の家賃収入を原資といたしまして、これを積み立て、将来における大規模な改修工事や施設の修繕費用などの財源に充当しようとするものでございます。

次に、第2条におきまして、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とするとしてございます。

第6条では、基金は第1条の目的を達成するための経費の財源に充てるため、その一部又は全部を処分することができるものと規定してございます。

なお、附則の方で、この条例は平成23年11月1日から施行するとしてございます。

以上でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、深見君。

総務政策課企画員（深見芳治）

議案第67号をご説明いたします。よろしくお願い申し上げます。

議案第67号、平成23年度上富田町一般会計補正予算（第2号）。

平成23年度上富田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,655万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億39万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入では、12款、分担金及び負担金で、既定額に今回877万円を追加し、8,349万8,000円と定めています。

13款、使用料及び手数料で、既定額に1,438万2,000円を追加、14款、国庫支出金で既定額に2,057万9,000円を追加、15款、県支出金で既定額に349万1,000円を追加、18款、繰入金で既定額から108万3,000円を減額、19款、繰越金で既定額に8,782万円を追加、21款、町債で既定額に260万円を追加。

歳入合計では、既定額に今回1億3,655万9,000円を追加し、59億39万6,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出では、2款、総務費で既定額に今回1,833万円を追加し、7億2,551万3,000円と定めています。

5款、農林水産業費で既定額に909万3,000円を追加、6款、商工費で既定額に100万円を追加、7款、土木費で既定額に786万6,000円を追加、8款、消防費で既定額に371万7,000円を追加、9款、教育費で既定額に350万3,000円を追加、10款、災害復旧費で既定額に9,305万円を追加、歳出合計では、既定額に今回1億3,655万9,000円を追加し、59億39万6,000円と定めています。

次の6ページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」です。

追加で、公共土木施設災害復旧事業につきまして、限度額を260万円としています。起債の方法、利率、償還の方法につきましては当初予算に変わりございません。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして、このページから9ページの明細につきましては恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして歳出からご説明させていただきますので、13ページをお願いいたします。

歳出につきまして、2款、総務費では、一般管理費で1,008万8,000円の追加で、主なものとしまして、庁舎の浄化槽、ポンプ室及び浄化槽内の機械等の撤去工事費121万6,000円、庁舎の雨漏れ等改修、それから窓ガラスへの飛散防止、遮熱フィルムの施工等工事請負費837万円を措置しています。

企画費で838万2,000円の追加で、雇用促進住宅上富田宿舎譲り受け後の管理等について、定住促進住宅管理費として措置しています。主なものとしまして、委託料で住宅管理委託料517万1,000円、工事請負費で修繕等に係ります工事請負費116万8,000円を措置しています。

男女共同参画社会推進費で37万8,000円の追加で、日本女性会議2011松江大会への参加費用を措置しています。

次のページをお願いいたします。

地籍調査費で51万8,000円の減額で、国、県の負担金が確定しましたので減額措置をさせていただきます。

5款、農林水産業費の農業総務費で60万3,000円の追加で、臨時傭人料を措置しています。

農業振興費で9万円の追加で、環境保全型農業支払交付金経費を措置しています。

小規模土地改良費で、大芝水中ポンプ改修工事請負費840万円を措置しています。

6款、商工費の商工総務費で100万円の追加で、県の市町村消費者行政活性化交付金の内諾を受けましたので、消費者行政相談用備品等購入費を措置しています。

7款、土木費の土木総務費で124万7,000円の追加で、町内会館改修補助金、木造住宅耐震改修及び設計費補助金を措置しています。

道路橋梁総務費では60万円の追加で、県道上富田すさみ線鳥淵工区の開通式典委託料を措置しています。

道路橋梁維持費では500万円の追加で、マラソンコースに係る町道の維持補修工事請負費を措置しています。

河川改良費で101万9,000円の追加で、岩田井ノ谷排水施設の浚渫工事請負費を措置しています。

次のページをお願いいたします。

非常備消防費で、消防団員等公務災害補償等共済基金負担金319万2,000円の

追加です。東日本大震災で消防団員の死者、行方不明者が多数に上ることから、本年度に限り掛金の額が引き上げられています。

水防費で、7月19日から20日にかけての台風6号による水防配備体制2号発令による職員の特殊勤務手当12万5,000円を措置してございます。

9款、教育費の学校管理費で105万1,000円の追加で、岩田小学校の外壁漏水修繕、それから、岡小学校クラブハウス空調設備取り替えによる購入費を措置してございます。

教育振興費で20万円の追加で、県の緑育推進「元気な森の子」事業の採択を受けましたので、事業費を措置しています。

教育振興費で、10万2,000円の追加でございます。上富田中学校2年生全員に実施する職場体験事業費を措置してございます。

青少年対策費で、朝来駅前防犯カメラシステム借上料6万9,000円、図書館運営費で25万円の追加で、市ノ瀬ひまわり文庫のカーテン取り替えによる購入費を措置してございます。

保健体育総務費で40万1,000円の追加で、和歌山国体に向けまして開催地の視察旅費を措置しています。

体育施設管理費で143万円の追加で、体育施設管理講習会参加旅費、それからスポーツセンターの消耗品購入費、ピッチングマシンの修繕費、それから公園用のトイレ購入費等を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

10款、災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費では単独災害復旧費で、生馬地区小房橋ほか29件で4,700万円、現年発生公共土木施設災害復旧事業費で、生馬地区町道板木線ほか4件で855万円、農林水産施設災害復旧費の単独災害復旧事業で、岡地区岡川農道ほか8件で300万円、現年発生農地災害復旧事業で、岩田地区谷本農地ほか1件で1,020万円、現年発生農業用施設災害復旧事業で、岡地区中島農道ほか4件で2,430万円、災害復旧費合計で9,305万円を措置してございます。

次の20ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

次に、歳入を説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源でございます。

12款、分担金及び負担金では、農林水産業費で小規模土地改良事業負担金280万円、災害復旧費負担金で農林業施設災害復旧費負担金597万円を措置しています。

13款、使用料及び手数料では、総務使用料で定住促進住宅使用料1,438万2,000円を措置してございます。

14款、国庫支出金では、総務費国庫負担金で地籍調査事業費負担金132万円を減額しています。

土木費国庫補助金で、木造住宅耐震改修費補助金及び改修設計費補助金で41万1,000円を追加してございます。

災害復旧費国庫補助金で、公共土木施設災害復旧費補助金532万円を措置してございます。

また、農林業施設災害復旧費補助金1,616万円でございます。

15款、県支出金では、総務費県負担金で地籍調査事業費負担金66万円を減額してございます。

総務費県補助金で人権啓発市町村助成事業費補助金18万円、農林業費県補助金で小規模土地改良事業費補助金240万円、環境保全型農業直接支払対策補助金4万円、土木費県補助金で木造住宅耐震改修及び設計費補助金で33万3,000円、教育費県補助金で緑育推進「元気な森の子」事業費補助金19万8,000円、商工費県補助金で市町村消費者行政活性化交付金100万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

18款、繰入金では財政調整基金繰入金で108万3,000円を減額してございます。

19款、繰越金で前年度繰越金8,782万円を措置しています。

21款、町債では災害復旧債で公共土木施設災害復旧債260万円を措置しています。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

議長（奥田 誠）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

私の方からは議案第68号についてご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

議案第68号、平成23年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）。

平成23年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,999万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

なお、この会計におけます7月末の第1号被保険者は3,237名で、認定者数は631名、受給者数は425名となっております。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入。

7款、繰入金、2項、基金繰入金、既定額に今回148万9,000円を追加し、1,911万1,000円に、歳入合計といたしまして、既定額に今回148万9,000円を追加し、11億4,999万7,000円と定めております。

歳出。

5款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、今回、新たに148万9,000円を追加し、148万9,000円に、歳出合計といたしまして、既定額に今回148万9,000円を追加し、11億4,999万7,000円と定めております。

次のページをお願いします。

なお、3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、お目通しをお願いします。

5ページをお願いします。

2、歳入でございます。

7款、繰入金、2目、介護給付費準備基金繰入金、既定額に今回148万9,000円を追加し、1,685万4,000円と定めています。介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

3、歳出でございます。

5款、諸支出金、1目、償還金、今回、新たに148万9,000円を追加し、148万9,000円と定めています。それぞれの過年度分の精算額で、介護給付費交付金支払基金返還金では、交付額として2億9,450万円、精算額として2億9,315万3,559円の差額分でございます。予算上134万7,000円を計上してございます。

同じく地域支援事業交付金支払基金返還金では、交付額として396万2,001円、精算額として382万784円分の差額、予算額として14万2,000円を計上してございます。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

上下水道課長（植本敏雄）

それでは、議案第69号、議案第70号についてご説明申し上げます。

議案第69号、平成23年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）

総則。

第1条、平成23年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、平成23年度上富田町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款、水道事業収益、既定額に9万円を追加し、4億5,609万円と定めてございます。

第1項、営業収益、既定額に9万円を追加し、4億5,539万円。

第2項、営業外収益では補正額ゼロで、70万円と定めてございます。

支出でございます。

第1款、水道事業費用、既定額に9万円を追加し、4億5,609万円と定めてございます。

第1項、営業費用、既定額に9万円を追加し、3億3,917万2,000円。

第2項、営業外費用では補正額ゼロで、1億1,691万8,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

第3条、平成23年度上富田町水道事業会計予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,917万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填する。）

収入でございます。

第2款、水道事業資本的収入では補正額がゼロで、7,220万円と定めてございません。

支出でございます。

第2款、水道事業資本的支出では、こちらも補正額はゼロで3億3,137万8,000円と定めてございます。なお、これにつきましては事業間の組み替えを行ってござ

います。

平成23年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

3ページ目をお願いいたします。

これにつきましては、補正予算の実施計画書でございます。

当初予算におきまして軽四貨物の購入等を計上しておりましたが、2トンダンプの故障が多く、購入後20年と6カ月が経過しているような現状でございます。災害時の給水タンク搬送に欠かせない車両であるということで2トン車購入を優先しまして、補正予算を計上するものでございます。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入です。

水道事業収益、既定額に9万円を追加しまして、4億5,609万円と定めてございます。

営業収益の給水収益、こちらにつきましては既定額に9万円を追加し、4億5,009万円と定めてございます。

支出でございます。

水道事業費用、既定額に9万円を追加しまして、4億5,609万円と定めてございます。

営業費用の配水及び給水費に9万円を追加しまして、5,640万5,000円としてございます。これにつきましては、車両の保険料、それから重量税、登録手数料の諸費を措置してございます。

4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入。

水道事業資本的収入では補正額はゼロで、7,220万円と定めてございます。

支出でございます。

水道事業資本的支出では、こちらも補正額はゼロで、3億3,137万8,000円としてございます。

建設改良費の配水設備改良費につきましては、事業間の組み替えによりまして補正額はゼロで、1億4,365万円と定めてございます。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

それでは、続きまして議案第70号につきましてご説明申し上げます。

議案第70号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づ

き、指名競争入札（総合評価落札方式）に付した平成23年度 第1 - 1号 公共下水道事業 朝来下水道管（22工区）布設工事（補助）について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 平成23年度 第1 - 1号 公共下水道事業 朝来下水道管（22工区）布設工事（補助）
2. 契約の方法 指名競争入札（総合評価落札方式）による契約
3. 契約金額 9,133万2,150円。
4. 契約の相手方 和歌山市小松原通三丁目69番地
株式会社 浅川組
取締役社長 池内茂雄

平成23年9月8日提出、上富田町長小出隆道。

本工事につきましては、指名競争入札の総合評価落札方式による工事請負契約であります。

指名業者につきましては、株式会社浅川組、三友工業株式会社、東亜建設工業株式会社大阪支店、日本国土開発株式会社大阪支店、株式会社松村組大阪本店、三洋建設株式会社田辺支店、安藤建設株式会社大阪支店、大日本土木株式会社和歌山営業所、東洋建設株式会社和歌山営業所、若築建設株式会社和歌山営業所の10業社でございます。

工事場所につきましては、県道上富田すさみ線の阪和測量前から熊野高校手前の交差点までの間に下水道管を布設する工事でございます。

工事内容につきましては推進工法の泥土圧工法で、管径400ミリのヒューム管を延長338メートル、開削工法で管径400ミリのリブ付き管を9メートル布設する工事でございます。

次のページに参考資料といたしまして仮契約書の写しを添付してございます。仮契約書の最後の条項に、議会の議決があったときにこの契約と同一の条項により本契約を締結したものとするとなっております。

どうかご承認賜りますようお願いいたします。

議長（奥田 誠）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

延 会

議長（奥田 誠）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会します。

次回は9月13日午前9時30分となっていますので、ご参集願います。

どうも本日はご苦労さまでした。

延会 午前11時38分